

日本技能教習所有限公司

長野労働局長登録教習機関 登録番号第79号

登録有効期間満了日 2029年3月31日

玉掛け技能講習実施要項

1 趣 旨 労働安全衛生法第61条第1項・同法施行令第20条16号に規定されている玉掛けの技能講習で、本講習を修了した者には修了証を交付し、玉掛け業務に従事する資格を付与する。

2 法令による資格区分

玉掛け作業は、使用するクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重(質量)または、揚貨装置の制限荷重(質量)に応じて、法令により次の表のように定められている。

つり上げ荷重又は制限荷重	1トン未満	1トン以上
クレーン 移動式クレーン デリック 揚貨装置	1 玉掛け技能講習 を修了した者 2 玉掛け特別教育 を修了した者	玉掛け技能講習を修了した者

以上のように、玉掛け作業は、玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重によって、また、揚貨装置は制限荷重によって、玉掛けに就くことができる者の資格を定めている。

5 講習開催日 令和7年1月22日(水)～ 1月24日(金) 3日間
初日受付AM8時から 集まり次第 開校

6 講習 場所 日本技能教習所有限公司 実技場
(長野市川中島町御厨2238-1)
電話 026-214-2806

7 講習科目

学科 講習

- | | | | |
|---|-----------------------|---|----|
| 1 | クレーン等に関する知識 | 1 | 時間 |
| 2 | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 | 3 | 時間 |
| 3 | クレーン等の玉掛けの方法 | 7 | 時間 |
| 4 | 関係法令 | 1 | 時間 |

実技 講習

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 玉掛けに必要な合図 | 1 | 時間 |
| 2 | クレーン等の玉掛け | 6 | 時間 |

計 3日間 19 時間

7 受講料・受講資格等

区 分	第1コース	第2コース	第3コース
受講資格	科目免除の無い者	(玉掛け補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者に対する特例) 1 つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン・デリック又は、制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上就いた経験のある者 2 制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上の経験を有する者	1 クレーン運転士免許・移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許・揚貨装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
受講日数	3日	2日	2日
講習時間	19時間	16時間	15時間
受講料	23,000円	20,000円	19,000円
教本代	1,500円	1,500円	1,500円

第2コースの方は受講申込書の下段の証明欄に記入して証明してください。

第3コースの 資格をお持ちの方は免許・修了証の写しを添付してください。

- 8 修了証の交付 全科目を受講した者に対して、修了試験を行い合格はした者に対して修了証を交付する。(即日発行)

- 9 受講 申込 受講申込は、所定の受講申込書により写真2枚(3.0X2.5)添えて締切日までにお申込をしてください。
なお、受講資格による受講者本人の所有する技能講習の免許等の写し、また、本人確認のため自動車免許証の写し、外国籍の方は、在留カードの写しを添付して下さい。
- 10 申込書締切日 日まで
- 11 携 帯 品 学科 筆記用具(鉛筆) 電卓等
実技 ヘルメット 実技のできる服装
- 12 その他 建設業主が従業員を受講させる場合には、人材開発支援助成金の対象になりますので、受講申込書の下段に状況を記入して提出してください。 それにより委託契約書等お送りします。

ご不明の点が有りましたら下記までご連絡ください。

連絡先 〒 026-2221
日本技能教習所有限公司
長野市川中島町御厨 2238-1
電話 026-214-2806
Fax 026-214-2809